

公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を福島県福島市杉妻町2番16号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、福島県における交通遺児及び父母等が交通事故により、重度の後遺障害者となった児童（以下「交通遺児等」という。）の健やかな成長と勉学の励みとするため、交通遺児等に対する救済事業を行い、もって交通遺児等の健全な育成に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 協会は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通遺児等に対する奨学金の支給
- (2) 交通遺児等に関する実態調査
- (3) その他公益目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(財産の種類)

第6条 協会の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をいう。

- (1) 協会が公益法人の設立の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会及び評議員会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 協会の財産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分の制限)

- 第8条 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管するなど、適正な維持管理に努めるものとする。
- 2 協会の事業の遂行上、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分する場合、若しくは基本財産の全部又は一部を担保に提供する場合には、理事会及び評議員会において、特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上議決を得なければならない。

(事業年度)

第9条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員)

第12条 協会に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
 - 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）
 - 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
 - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
 - 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選定することができる。
 - 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選定するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第13条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等及び費用弁償)

第15条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにその附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分または除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要なある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、評議員会の日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第 20 条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により定める。

(評議員会の決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中なら得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第 22 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第 23 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人 2 人以上が記名押印する。

第 6 章 役員、顧問及び職員

(役員の設置)

第 25 条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、副理事長1名を置くことができる。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事を選任する場合には、第14条第2項の規定中、評議員を理事に読み替えて適用する。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、協会の業務を執行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第 29 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第26条に規定する定数に足りなくなるときは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ってとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬及び費用弁償)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第 32 条 協会に顧問 3 人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本協会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 4 顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無給とする。

(事務局)

第 33 条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長、その他の職員を置く。
- 3 事務局長、その他の職員は、理事長が任免する。

第 7 章 理事会

(理事会の構成)

第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(理事会の招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の 7 日前まで、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により定める。

(理事会の決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会の議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(合併)

第 42 条 協会は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(解散)

第 43 条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合（その権限義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法

律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 協会が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。
- 3 協会は、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）を、定時評議員会の終結の日後5年を経過する日まで継続して公告する。

第10章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

阿 部 功	荒 竹 宏 之	菊 地 俊	小 泉 美ノ助
佐々木 仁	佐 藤 雄 平	丹 治 吉 雄	

監事

中 村 忠 之	馬 場 恒 郎
---------	---------

- 4 協会の最初の理事長は 佐 藤 雄 平、副理事長は 荒 竹 宏 之 とする。
- 5 協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石 橋 次 男	小 野 和 彦	御 木 剛 栄	千代谷 俊 行
宮 崎 憲 治			